

令和5年7月吉日

各取引事業者 殿

独立行政法人国立文化財機構
本部事務局長

インボイス制度に関するお知らせとお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が消費税の仕入税額控除要件となります。

については、国税庁の情報提供サイト等をご確認いただき、適格請求書発行事業者への登録につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

[国税庁 インボイス制度の概要](#)

[国税庁 インボイス制度特集サイト](#)

[国税庁 適格請求書等保存様式に関するQ&A](#)

なお、当機構が適格請求書を発行できない事業者様と取引を行う場合、消費税の仕入税額控除ができなくなるため、インボイス制度実施に当たっての経過措置として認められる仕入税額控除で対応できない金額分について、事業者様に対して取引価格の交渉をさせていただく可能性があることを申し添えます。

[公正取引委員会 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A \(Q7に掲載\)](#)

当機構につきましては、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

事業者登録番号：T3010505001183

氏名又は名称：独立行政法人国立文化財機構

本店又は主たる事務所の所在地：東京都台東区上野公園13番9号

敬具

<本件担当・問合せ>

本部事務局財務課決算担当

連絡先：03-3822-2439

Mail：zaimu@nich.go.jp